

防災企画専門員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、総務企画局危機管理室（以下「危機管理室」という。）に勤務する防災企画専門員の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(身分及び職名)

第2条 防災企画専門員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定されている特別職の非常勤嘱託員とし、職名は「防災企画専門員」とする。

(職務)

第3条 防災企画専門員の職務内容は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 本市の防災対策の企画立案等に関すること。
- (2) 市民等の防災啓発事業に関すること。
- (3) 職員の危機管理意識の向上に資する指導等に関すること。
- (4) その他、危機管理室長が必要と認める業務に関すること。

(定数)

第4条 防災企画専門員の定数は、1人とする。

(設置場所)

第5条 防災企画専門員の設置場所は、危機管理室とする。

(任用)

第6条 防災企画専門員は、心身ともに健康で、第3条に規定する職務を遂行できる者の中から危機管理室長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

2 防災企画専門員の任用の期間は、原則として1年以内とする。

(任用の更新)

第7条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である防災企画専門員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。

2 市長が特に必要であると認めたときは、前項の規定にかかわらず任用期間を満了した防災企画専門員を再度任用することができる。

(任用条件の明示)

第8条 防災企画専門員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示しなければならない。

(退職)

第9条 防災企画専門員は次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日

(3) 死亡したとき。

(解職)

第10条 防災企画専門員は次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務日及び勤務時間)

第11条 勤務日及び勤務時間は、月6日10時から16時まで危機管理室にて勤務、ほかに月6日30時間研究室での調査に従事するものとする。また、勤務日程の割り振りは危機管理室長が定めるものとする。

2 休憩時間は、勤務時間の途中に1時間置くものとする。

(休日)

第12条 防災企画専門員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 1月2日及び3日並びに12月29日から31日まで

(年次有給休暇)

第13条 防災企画専門員に対して、次表に掲げる区分に応じた年次有給休暇を原則として1日を単位に付与することができる。

勤務年数ごとの休暇日数				
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
5日	6日	6日	8日	9日

2 4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「会計年度」という。）の途中で任用された防災企画専門員については、その会計年度内における任用期間に応じて次表に規定する日数を付与することができる。

任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの休暇日数						
1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
—	1日	1日	2日	2日	3日	5日

3 第7条の規定に基づき、任用が更新された場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第14条 防災企画専門員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（4川総雇第7

4号)又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱(4川総雇第73号)に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

- 2 前項における付与日数は、1週間の勤務日数を3日として、任用時期又は任用期間に応じて定められた日数を付与することができる。

(報酬)

第15条 防災企画専門員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

- 2 第1種報酬の額は、月額231,500円とする。
- 3 第2種報酬の額は、防災企画専門員の通勤の事情等に応じ総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。
- 4 第1種報酬及び第2種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第12号。以下「条例」という。)第1条第3項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。
- 5 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(費用弁償)

第16条 防災企画専門員がその職務のため出張するときは、条例第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

- 2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(服務)

第17条 所属長は、防災企画専門員について、その勤務状況を出勤簿及び出張命令簿により把握するとともに、その職について必要な服務規律が守られるよう指揮監督しなければならない。

- 2 危機管理室長は、防災企画専門員が服務規律に違反した場合及び心身の故障のためその業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合その他その職に必要な適格性を欠く場合は、直ちに総務企画局人事部長に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。

(守秘義務)

第18条 防災企画専門員は、所属長の許可があつた場合を除くほか、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(公務災害等の補償)

第19条 防災企画専門員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年川崎市条例第35号)又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによる。

- 2 防災企画専門員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場

合、当該期間に対する第1種報酬及び第2報酬は支給しない。

第20条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによる。

（委任）

第21条 この要綱の施行について必要な事項は、その都度総務企画局長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。